

退職給付専門委員会での検討状況

1. 企業会計基準委員会でご検討をいただきたい事項

8月4日（火）の企業会計基準委員会において、特にご検討をいただきたいのは次の点である。

- 給付見込額の期間帰属方法の見直しについて
資料3の5.「検討事項 - 我が国の取扱いの見直し」に記載した検討事項について、どのような方向性とすべきかについて、専門委員会における現段階で可能な検討を終えた。その結果について議論いただきたい。

なお、専門委員会での意見については後掲3.に、専門委員会での議論を踏まえた方向性（案）については後掲4.に記載している。

2. 専門委員会での検討状況について（論点整理のコメント締切後）

回数	日時	検討内容
第52回	5月13日(水)	• 論点整理に寄せられたコメントの概要 • IASBの動向（認識と表示） <u>5月21日 企業会計基準委員会にて報告済み。</u>
第53回	5月27日(水)	• IASBの動向（(1)清算と縮小、(2)給付算定式に将来昇給の影響を含めるか、(3)複数事業主制度、(4)財務諸表の表示プロジェクトとの関係）
第54回	6月10日(水)	• 給付見込額の期間帰属方法の見直し
第55回	6月24日(水)	• アセット・シーリング（概要説明、IFRIC14を改正するEDへのコメント対応） <u>7月16日 企業会計基準委員会にて報告済み。</u>
第56回	7月8日(水)	• アセット・シーリング（概要説明、IFRIC14を改正するEDへのコメント対応） <u>7月16日 企業会計基準委員会にて報告済み。</u> • 給付見込額の期間帰属方法の見直し

3. 給付見込額の期間帰属方法の見直しに係る検討の中での主な意見（第 54 回及び第 56 回）

我が国で期間定額基準が原則とされた背景について（資料 2、3 関連）

- (1) 我が国で期間定額基準が原則とされた背景には、資料 3 の脚注 3 に示された内容があったのであり、今後の給付見込額の期間帰属方法の見直しにあたっては、この点を考慮すべきという意見があった。

給付見込額の期間帰属方法の例外的な場合について（資料 3 関連）

- (2) 検討事項 1-1 について、我が国でのある給付算定式が後加重であると判断される場合でも、それが各期の労働の対価を合理的に反映していることも考えられるのであり、「我が国の会計基準も国際的な会計基準も、表現の仕方こそ異なれ、給付算定式が著しく後加重である場合には給付算定式に従った配分を禁止するという、実質的に同じ内容を定めている」といえるのか、という意見があった。
- (3) 検討事項 1-2 で、IASB の 3 月の暫定合意を前提とした上で、給付算定式が著しく後加重であるかどうかの判断にあたり、将来の昇給を考慮する考え方が示されているが、IASB における議論が最終的に暫定合意の方向で収束するかどうかは不透明なところもあるため、この段階で方向性を出すのは早計であり、今後の動向に留意して慎重に対処すべきという意見があった。

給付見込額の期間帰属方法の見直しについて（資料 3 関連）

- (4) 検討事項 3-1 について、コンバージェンスの観点や企業間の比較可能性の観点などから、選択適用を認める「2 案」には問題があるとし、「1 案」を支持する意見があった。
- (5) 上記意見とは逆に、資料 3 に記載されているように、期間定額基準を認めれば、給付算定式が著しく後加重であるかどうかの判定を回避できるなどメリットも大きいため、選択適用を認める「2 案」でよいのではないかという意見があった。
- (6) 一方で、非上場企業への配慮や給付算定式に変更をする際の実務負担（例えば、年金数理人の負担）などを踏まえると、原則として給付算定式とするが、例外的に期間定額基準を残す方法も考えられるのではないかという意見があった。
- (7) 期間定額基準の計算結果が給付算定式と重要な相違がないケースもあれば、企業にとって、退職給付会計そのものの重要性が乏しいケースもあり、今後の基準開発にあたっては、こうした点も踏まえてはどうかという意見があった。

4. 資料 3 の給付見込額の期間帰属方法の見直しに係る方向性（案）

上記 3. を含めた専門委員会での意見を踏まえると、現時点では次のような方向性（案）が考えられるかどうか。

- (1) [検討事項 1-1] 給付見込額の期間帰属方法で、「一般的な場合」とは、給付算定式が著しく後加重ではない状況であると整理するか。

（方向性案）

給付算定式が著しく後加重かどうかで「一般的な場合」と「例外的な場合」を判断するという事務局案につき、同意する意見があった一方で、前掲 3. (2) のような意見もあるため、この点を考慮することも考えられるのではないか。

- (2) [検討事項 1-2] 給付算定式が著しく後加重であるかどうかの判断にあたり、将来の昇給を考慮するかどうか。

（方向性案）

事務局案に同意する意見があった一方で、前掲 3. (3) のような意見もあるため、引き続きIASB の動向に留意して慎重に対処することでどうか。

- (3) [検討事項 1-3] 給付算定式が著しく後加重であるかどうかの判断にあたっての指針は、会計基準上設けないことでどうか。

（方向性案）

事務局案に同意する意見があったため、（検討事項 1-1 と 1-2 を前提とし、）この方向性とするかどうか。

- (4) [検討事項 2-1] 現行の日本基準で認めている給与基準を廃止すべきか。

（方向性案）

廃止するという事務局案について、特段の異論は出ていないため、この方向性でどうか。

- (5) [検討事項 3-1] 期間帰属方法として、給付算定式に従う方法のみとするか、あるいは期間定額基準との選択適用とするか。

（方向性案）

前掲 3. の(4)から(6)のように、専門委員の意見は分かれており、親委員会での意見も踏まえ、今後、引き続き検討をすることも考えられる。

以 上